

日本音楽療法学会講習会等開催団体登録認定基準

- (1) 団体の代表者は、日本音楽療法学会（以下学会）の正会員・賛助会員であること。
- (2) 団体には、学会認定音楽療法士2名以上が所属し、企画・運営に携わっていること。
- (3) 団体会員数は、原則として5名以上であること。
- (4) 団体の登録申請は、事務局のある学会支部（以下支部）のみで行われる。複数の事務局を有する団体は、それぞれの支部に登録申請することも可とする。
- (5) 団体は設立後1年以上経過していること。1年間に1回以上の音楽療法に関連する講習会等の開催実績があること。その講習会等は学会の講習会等開催基準を満たしていること。
- (6) 団体は、会則・倫理に関する規定を有すること。
- (7) 団体は、申請書に記載された内容に変更が生じた場合には、速やかに届けること。
- (8) 登録された団体が認定基準に該当しなくなった時、また解散した時には認定登録は取り消される。

※倫理規定については学会の倫理綱領に準じることが望ましい。

※学会認定校は団体認定の申請をすることができる。

※この基準は2016年4月1日から施行される。

2016年4月から2017年3月までを経過措置期間とする。

以上